明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕
○刑事に関する共助に関する日本国とロシア連邦との間の条約（一二）　二
〔告　示〕
○刑事に関する共助に関する日本国とロシア連邦との間の条約の効力発生に関する件（外務四八三）　二
〔官庁報告〕
国家試験
平成二十二年公認会計士試験合格者（公認会計士・監査審査会）　二
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　六
特殊法人等
西日本高速道路株式会社高速道路工事一部完了関係　公云
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係　公云
会社その他
会社決算公告　公七

本号で公布された法令のあらまし

◇刑事に関する共助に関する日本国とロシア連邦との間の条約（条約第一二号）（外務省）

この条約は、一方の締約国が他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続についてこの条約の規定に従って共助を実施すること、そのための枠組みとして中央当局を指定し、相互の連絡を直接行うこと等を定めるものであり、その概要は次のとおりである。

1　各締約国は、他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続についてこの条約の規定に従って共助を実施する。（第一条関係）

2　この条約に規定する任務を行う中央当局として、日本国は法務大臣及び国家公安委員会並びにこれらがそれぞれ指定する者を、ロシア連邦はロシア連邦法務省及びロシア連邦検察庁を、それぞれ指定する。（第二条関係）

3　被請求国の中央当局は、請求された共助が政治犯罪に関連すると認める場合、請求国における捜査、訴追その他の手続の対象となる行為が自国の法令によれば犯罪を構成しないと認める場合等には、共助を拒否することができる。（第三条関係）

4　共助の請求は、一定の場合を除き、書面により行う。共助の請求に当たっては、捜査、訴追その他の手続を行う当局の名称及び住所、請求する共助の目的及び内容についての説明等の事項について通報する。（第四条関係）

5　被請求国は、請求された共助をこの条約の関連規定に従い、自国の法令に定める方法又は手続により速やかに実施する。被請求国は、両締約国の中央当局間に別段の合意がある場合を除くほか、請求された共助の実施に要するすべての費用を支払う。（第五条及び第六条関係）

6　請求国は、被請求国の中央当局の事前の同意がない限り、この条約の規定に従って提供される証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を共助の請求に示された捜査、訴追その他の手続以外の手続において使用してはならない。被請求国の中央当局は、請求国がこの条約の規定に従って提供された物件を当該中央当局が定める条件に従って輸送し、及び保管することを要請することができる。（第七条及び第八条関係）

7　被請求国は、自国の法令に従い、証言、供述又は物件を取得し、人、物件又は場所の見分を行い、また、これらのため必要があるときは、強制措置をとる。被請求国は、自国に所在する人、物件若しくは場所を特定し、又はこれらの所在地を特定するよう最善の努力を払う。被請求国は、自国の立法機関、行政機関、司法機関その他の国家機関又は地方公共団体の保有する物件であって公衆が入手可能なものは請求国に提供し、公衆が入手できないものについては、捜査又は訴追について権限を有する自国の当局が入手できる範囲及び条件と同等の範囲及び条件で、請求国に提供するよう最善の努力を払う。（第九条～第一二条関係）

8　被請求国は、自国に所在する者に対し、請求国の関係当局への出頭が求められていることを伝達する。証言の取得その他の共助の請求に示された目的のため、一定の場合に限り、被請求国の領域において拘禁され又は刑に服している者の身柄の移送を認める。被請求国は、送達のために請求国から送付された刑事手続に関する文書の送達を実施する。（第一三条～第一五条関係）

9　被請求国は、自国の法令が認める範囲内で、犯罪の収益又は道具の没収及びこれに関連する手続について共助を実施する。（第一六条関係）

10　一方の締約国がこの条約に従って送付する書類であって、当該締約国の権限のある当局又は中央当局の押印によって証明されているものは、認証その他の証明なしに、他方の締約国によって受領される。（第一七条関係）

11　この条約のいずれの規定も、いずれか一方の締約国が他の適用可能な国際協定又は適用可能な自国の法令に従って他方の締約国に対し、共助を要請し、又は実施することを妨げるものではない。両締約国の中央当局は、この条約に基づく迅速かつ効果的な共助の実施を促進する目的で協議するものとし、当該目的に必要な措置について決定することができ、また、両締約国は、必要に応じ、この条約の解釈又は実施に関して生ずるいかなる問題についても協議する。（第一八条及び第一九条関係）

12　この条約は、批准書の交換の日の後九〇日目の日に効力を生ずる。この条約は、効力発生の日以後に行われた共助の請求について適用する。（第二〇条関係）